

生産性革新等挑戦投資促進事業

申請書記入内容
チェックポイント



Niigata
Industrial
Creation
Organization

公益財団法人

にいがた産業創造機構

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

所在地
以前のマイナス金利制度（「高成長」「生産性牽引」等）の書式を用いないようご注意ください。 業名 印
表者名

生産性革新等挑戦投資促進事業 助成金交付申請書

標記の助成金に係る事業を下記のとおり行いたいので、生産性革新等挑戦投資促進事業実施要領第7条の規定により助成金の交付を申請します。

記

- 1 助成事業の内容（計画）
別紙のとおり
- 2 助成対象要件への該当内容
別紙のとおり
- 3 経営計画書
別紙のとおり

4 助成金交付申請額
金 円

添付書類中の金額と一致していることを確認してください。

[添付書類]

- (1)別紙1「生産性革新等挑戦投資促進事業 助成対象事業計画書」
- (2)第2号様式「生産性革新等挑戦投資促進事業 助成金申請額積算報告書」
- (3)別紙2「個人情報の提供及び「生産性革新等挑戦投資促進事業助成金交付申請書」等の取扱いに関する同意書」
- (4)別紙3「生産性革新等挑戦投資促進事業に係る確認書」

[注意事項]

- (1)上記4の助成金交付申請額については、第2号様式の(2)の「⑦助成金申請額」と同額とすること。
- (2)この助成金交付申請の審査結果については、(公財)にいがた産業創造機構から第2号様式の作成協力金融機関に対し情報提供を行う。

生産性革新等挑戦投資促進事業 助成対象事業計画書

【労働生産性向上要件】

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

事業計画書は要件に合わせて3種類あります。
該当する要件の事業計画書を提出してください。

ふりがなも忘れずに記載

ふりがな 企業名	()	電話番号	—	—
		FAX 番号	—	—
代表者 役職・氏名	印	担当者氏名		
所在地	〒	役員数	人	従業員数 人
業種	【該当するいずれか1つに○印】 1. 金属製品製造業 2. 一般機械器具製造業 3. 電気機械器具製造業 4. その他製造業 () 5. サービス業 6. 建設業 7. 小売業 8. 運輸業 9. 医療法人 10. 卸売業 11. 飲食業 12. その他 ()			
事業内容				
主要仕入先		主要販売先		
親会社及び グループ会社				
企業区分	下記(1)から(4)のうち該当するいずれか及び【確認事項】に☑すること。 <input type="checkbox"/> (1) 大企業 (地域未来投資促進法による地域経済牽引事業計画を承認された企業に限る) ※県産業立地課からの承認書のコピーを添付すること <input type="checkbox"/> (2) 中小企業 (中小企業信用保険法第2条第1項に定めるもの) ※事業案内 P16 参照 <input type="checkbox"/> (3) 小規模企業 (中小企業信用保険法第2条第3項に定めるもの) ※事業案内 P5 参照 <input type="checkbox"/> (4) その他 チェックが無い場合はみなし大企業とみなし、申請は受け付けません 【確認事項】 <input type="checkbox"/> みなし大企業に該当しないことに相違ない。 ※事業案内 P4 参照			

1 助成対象者への該当内容

中小企業に該当する方は(2)を選択してください。

➔①金融機関資金を利用する方は、下記(1)から

- (1) 会社法第2条第1項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
 - (2) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号に規定する中小企業者
 - (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - (4) 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの
- ①、②のいずれかに☑
- 利用する融資の種類によって、いずれか一方を選択してください。
※両方の融資を併用する場合のみ、各1か所選択し、

➔②県制度

- (1) フロンティア企業支援資金 (設備投資促進枠)
- (2) フロンティア企業支援資金 (設備投資促進枠+新技術・新事業等展開枠)
- (3) フロンティア企業支援資金 (設備投資促進枠+グリーンニューディール枠)
- (4) 中小企業創業等支援資金 (創業枠)
- (5) 事業承継資金
- (6) 企業立地促進資金貸付金

2 投資計画の具体的な内容（※具体的かつ詳細に記載してください。）

現在の事業内容、業況 （事業概要、受注動向、売上や利益の推移等）	事業の概要	<p>当事業は書面審査です。 例えば、「空欄」や「設備投資の効果・必要性について具体的な記載が無い」といった場合、審査できないことがあります。</p> <p>事業の計画や自社の強み、設備投資の効果等について、書きもらしが無いようご注意ください。</p>
	受注	
	今後の見通し等、事業内容等に関して特記すべき事項	
労働生産性向上に向けた取組状況等	労働生産性向上の取組に至った経緯や取組状況、目標数値等	
労働生産性向上に向けた今回の設備投資の必要性や得られる効果等	労働生産性向上に向けて今回の設備投資が必要な理由	
	今回の設備導入による業績への効果及び根拠	<p>今回の設備投資に関する事項に限らず、貴社において解決を図りたいと考えている事項を記載ください。</p>
貴社が抱える課題と今回の設備投資による課題解決効果	貴社が抱える課題等	
	今回の設備投資による課題解決効果	
その他 （県内他企業への波及効果等）	今回の設備投資がもたらす県内他企業への波及効果等	
	（県内企業への取引拡大や新規雇田創出、優秀な成長分野の更なる発展や社会問題の解決に寄与する等）	<p>上欄や経営計画書で説明しきれない要素について記入してください。</p>
	その他 （特記すべき事項があれば記載）	

○ ワーク・ライフ・バランスに関する県事業への取組状況（複数回答可）

- 新潟県ハッピー・パートナー企業に登録し、「取組実施済」として県に取組報告書を提出している
- 新潟県イクメン応援宣言企業に登録している
- 上記のいずれも登録していない

※ハッピー・パートナー企業をチェックした場合は取組報告書一式のコピーを、イクメン応援宣言企業をチェックした場合は登録証のコピーを添付すること。

3 当事業による設備投資の計画

添付漏れにご注意ください。

設備の導入区分	<input type="checkbox"/> 新設	又は起業・創業要件のみ)
導入完了予定日	年 月 日	
設備の設置場所	<input type="checkbox"/> 申請者所在地に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	

導入する設備	金額 (単位:円)			
	消費税抜 積算対象経費	消費税抜 積算対象外経費	消費税	計
計				

対象経費か否かについては質疑応答集問1~23を参考にしてください。
 なお、判断に迷う場合は、事前の電話相談や、見積書を送付いただいた上での事前確認も承ります。

助成金申請額	円
金融機関借入金	円
県制度融資	円
その他借入金	円
自己資金	円
合計	円

助成金額積算報告書の
 設備導入額(A)に転記
 各欄の金額が、申請書、助成金額積算報告書の数値と一致することを確認してください。

一致すること

生産性革新等挑戦投資促進事業 助成金申請額積算報告書

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

		作成日	年	月	日
ふりがな 企業名	印	電話番号	-	-	
		FAX番号	-	-	
代表者氏名		担当者氏名			
所在地	〒				

生産性革新等挑戦投資促進事業助成金の交付を申請するにあたり必要な事項を次のとおり報告します。

(1) 設備導入額 (A) 本体価格 _____ 円 (消費税抜き)

(2) 助成金申請額 (B) _____ 円 (上記(A)又は融資額(2)のうち自己資金等を除く)
 ※別紙1(第1号様式)の「4当事業による設備投資の計画」の「消費税抜積算対象経費」欄の金額と一致すること。

① 融資限度額 _____ 円
 ② 融資額 _____ 円
 ③ 融資期間 _____ 年 _____ か月 (うち据置期間 _____ 年 _____ か月)
 ④ 融資利率 年 _____ %
 ⑤ 返済方法 (どちらかに○印) ・元利均等 ・元金均等
 ⑥ 上記①~⑤の条件で算出した利子の総額 _____ 円
 ⑦ 助成金申請額 (C) _____ 円 (上記⑥の額から千円未満を切り捨てた額)

(3) 実際の融資額等

① 融資額 _____ 円
 ② 融資期間 (上記(2)の③) _____ 年 _____ か月
 ③ 実際の融資額が※の条件を満たしているかご確認ください。
 ※別紙1(第1号様式)の「4当事業による設備投資の計画」の「全体の資金調達計画」の「金融機関借入金」欄の金額と一致すること。
 上記(B)から(C)を差し引いた金額以上とすること。
 ④ 上記①~③の条件で算出した利子の総額 _____ 円
 ⑤ 上記①~④の条件で算出した利子の総額 _____ 円
 (4) 融資実行予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

「利子総額の計算書(金融機関に作成いただく資料)」を忘れずに添付してください。

この額についても「利子総額の計算書」の提出が必要です。

記入上の注意事項

- この様式「利子総額の計算書」の融資実行日と一致すること
- この様式「利子総額の計算書」の融資実行日と一致することとし、1部を報告者の控えとすること。
- 融資利率については、融資実行時の利率と異なる場合がある(P17参照)。

作成協力金融機関名 (本支店名も記入)		担当部署・担当者名	印
所在地	〒		
TEL	FAX	※この欄は	金融機関担当者から忘れずに押印をうけてください。

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

所在地

以前のマイナス金利制度（「高成長」「生産性牽引」等）の書式を用いないようご注意ください。

印

生産性革新等挑戦投資促進事業 遂行状況報告書

年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業の遂行状況について、生産性革新等挑戦投資促進事業実施要領第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 遂行状況

該当するものに ○印		
	導入する設備を発注した。 [添付書類] ・ 契約書又は発注書等の写し	年 月 日
	金融機関から融資を受けた。 （融資の名称： ） （利子の総額： 円） [添付書類] ・ 融資計算書（又は残高証明書）及び返済明細書の写し ※融資実行時の先取り分も含む全融資期間分を添付	年 月 日

設備導入代金の値引きや融資実行日の変更により、当初申請時よりも利子総額が減少した場合は、助成金が減額されます。申請時（変更申請時）から変更が無いか、ご確認ください。（質疑応答集問 66,67 参照）

利子総額が記載されたページのみを提出される例がありますが、全ページ必要ですのでご注意ください。

[注意事項]

- この様式は、上記報告事項の発生の度に、発生後 20 日以内に添付書類とともに提出すること。

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

以前のマイナス金利制度（「高成長」「生産性牽引」等）
の書式を用いないようご注意ください。

印

代表者名

生産性革新等挑戦投資促進事業 実績報告書

年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業を完了したので、生産性革新等挑戦投資促進事業実施要領第15条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 助成金等の実績

区 分	金 額	備 考
交付決定済額	円	
助成金受領済額（A）	円	概算払いを受けた場合のみ記入
設備発注額（B）	円	第6号様式提出時に添付の契約書又は発注書の金額を記入すること
設備導入額（C）	円	添付の領収書のコличествоを記入すること（振込手数料相手先持ちの場合は加算）

[添付書類]

- (1) 導入した設備の写真
- (2) 設備導入代金の請求書の写し
- (3) 設備導入代金の領収書又は振込受付書（電子版含む）の写し

[注意事項]

この様式は、設備導入代金の支払後25日以内又は設備導入期限後20日以内のいずれか早い期日まで提出すること。

この実績報告書の提出を受けて、NICOから申請者宛てに「助成金額確定通知書」を発行します。
支払請求書は、助成金額確定通知書を受け取ってからの提出となりますのでご注意ください。

第8号様式（第17条関係）

年 月 日

公益財

支払請求書は、助成金額確定通知書を受け取ってからの提出となります。
助成金額確定通知書の発行日以前の日付の場合、受理できませんのでご注意ください。

所在地

以前のマイナス金利制度（「高成長」「生産性牽引」等）の書式を用いないようご注意ください。

名
者名

印

生産性革新等挑戦投資促進事業 助成金支払請求書

年 月 日付け新産創第 号で助成金確定通知のあった標記事業助成金について、生産性革新等挑戦投資促進事業実施要領第17条第2項の規定により、下記のよう請求します。

記

チェック漏れにご注意ください。なお、NICOの事前承諾を受けていない限り、原則は精算払です。

1 請求金額 金 円（該当区分に○印 精算払 概算払）

2 振込先

振込金融機関	銀行／金庫／組合	支店
預貯金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 / <input type="checkbox"/> 当座	（該当するものに○印）
預貯金口座番号		
金融機関に登録した住所	〒	チェック漏れにご注意ください。
フリガナ		
預貯金口座名		

[添付書類] ※概算払選択時のみ要添付。精算払選択時は添付不要。

・設備導入代金の請求書の写し

[注意事項]

- (1) この様式は、(公財) にいがた産業創造機構が確定通知書を発行した翌日から起算して10日以内に提出すること。
- (3) 資金繰り上の理由により、助成金分を含めないと設備代金の支払いができない場合には、助成金の概算払いも可能なので、あらかじめ(公財) にいがた産業創造機構に相談すること。